

# ユマニテク短期大学同窓会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会はユマニテク短期大学同窓会と称する

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り併せてユマニテク短期大学（以下「母校」と称す）の発展に寄与することを以って目的とする

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、以下に掲げる事業を行う

- (1) 総会、役員会等の開催
- (2) 会報・会員名簿・その他必要と認める出版物の刊行
- (3) 会員の親睦を図るための事業
- (4) 母校への協力
- (5) その他本会の目的を達成するため必要な事業

(本部、事務局の位置及び支部)

第4条 本会の事務所は、ユマニテク短期大学事務所に置く

## 第2章 会員及び会費

(会員資格)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する

- (1) 正会員 ユマニテク短期大学卒業生
- (2) 特別会員 ユマニテク短期大学の専任教職員（退職教員含む）

(会員の届出事項)

第6条 会員は現住所、氏名等に変更が生じたときは、直ちに本会に届け出なければならない

(会費)

第7条 正会員は入会に当たって役員会において定める会費を納めなければならない

- 2 本会の会費は終身会費とする。ただし、必要に応じて臨時に会費を徴収することができる
- 3 特別会員の会費の納入は、これを免除する

(会費の額)

第8条 本会の会費の額は、終身会費として5,000円納入する。ただし、役員会の議を経て変更することができる

(会費の返還)

第9条 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない

### 第3章 役員

(役員)

第10条 本会は次に掲げる役員を置く

- |          |           |
|----------|-----------|
| (1) 会長   | 1名        |
| (2) 副会長  | 若干名       |
| (3) 会計   | 2名        |
| (4) 書記   | 2名        |
| (5) 会計監事 | 2名        |
| (6) 幹事   | 各卒業年次より2名 |

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表して会務を統括し、総会又は役員会を招集する

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代理する
- 3 会計は予算案の編成、会計決算報告書の作成及び金銭の出納を行う
- 4 書記は本会の記録、事務を行う
- 5 会計監事は、本会の会計を監査する
- 6 幹事は本会の会務を遂行し、本会に関する企画、運営及び連絡にあたる

(役員選出及び任期)

第12条 会長、副会長は、総会において選出し、その他の役員は、会長及び副会長が選出の上、総会の承認を得る

- 2 幹事は、卒業年次よりそれぞれ選出する
- 3 役員任期は、2年とする。但し、再任は妨げない

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる

- 2 顧問は、現教職員の中より会長が委嘱する

### 第4章 役員会

(役員会)

第14条 本会の執行機関として役員会を置く

- 2 役員会は、第10条第1項に掲げる役員をもって構成する
- 3 役員会の議長は、会長がこれを務める

(委員)

第15条 役員会は次の各号に掲げる役員をもってこれを構成する

- (1) 第10条第1項の各号に定める役員
- (2) 顧問
- (3) 特別会員

(役員会の定足数及び議決)

第16条 役員会は役員過半数の出席をもって成立する

- 2 役員会は出席役員過半数をもって議決を行い、可否同数のときは議長の決するところによる

(役員会の処理事項)

第17条 役員会は次の各号に掲げる事項を処理する

- (1) 財産の管理に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員候補者の推薦及び選出に関する事項
- (4) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) 総会の開催に関する事項
- (6) 会費に関する事項
- (7) その他本会の運営に関する事項

## 第5章 総会

(総会)

第18条 本会に最高議決機関として総会を置く

(総会の開催)

第19条 総会は毎年1回、会長がこれを招集する。ただし、役員会の開催をもって総会に代えることができる

(総会の審議及び議決事項)

第20条 総会は次の各号に掲げる事項について審議し、議決する

- (1) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 会計決算の承認に関する事項
- (3) 事業報告の承認に関する事項
- (4) 予算の決定及び変更に関する事項
- (5) 事業計画の決定に関する事項
- (6) 役員を選任、解任等に関する事項
- (7) その他本会の目的達成並びに運営に関する事項

(総会の議決)

第21条 総会は出席者の過半数をもって議決を行い、可否同数のときは議長の決するところによる

(総会議長)

第22条 総会の議長は会長がこれをつとめる

## 第6章 会計

(連帯責任)

第23条 会計に関する責任については、役員会の連帯責任とする

(経費)

第24条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする

## 第7章 細則

(細則)

第26条 この規程の施行に際して必要なときは、細則を定めることができる

## 第8章 改廃

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、総会の議により行う

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項に定める本部及び事務局の位置の変更に關する規程の改訂については、役員会の議によりこれを行うことができるものとする

附則

この規約は平成30年10月23日より施行する

この規約は平成31年2月19日より施行する

この規約は令和元年12月3日より施行する

この規約は令和5年1月30日より施行する